



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ が 美
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 松 達 夫
(コード番号 8201 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 (業 務 担 当) 宿 野 大 介
T E L (0 4 6 3) 5 2 - 0 8 5 7

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 16 日開催の第 43 期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、平成 29 年 5 月 16 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務の執行にあたり遵守すべき行動規範を定め、取締役及び使用人に対し周知する。使用人が業務上遵守すべきルールは、基本規程に定めるとともに、業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルを定め、その徹底を図る。
- (2) 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、法務担当が中心となり、販売活動などに関わるコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。また取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンスの遵守状況について定期的に確認し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
- (3) コンプライアンス上疑義がある行為については社内通報制度に基づき、使用人及び取引先から通報を受け、取締役社長を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
- (4) 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに取締役会に報告し、是正を行う。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理し、取締役は、常時これらの文書閲覧ができる。
- (2) 文書管理規程は総務担当部署がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
- (2) 取締役社長を議長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
- (3) 緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、執行役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
- (2) 取締役は、業務分掌規程並びに決裁権限規程に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策の報告を行い、経営目標の達成に努める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社及び子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
 - ② 当社は、子会社の決算書、事業計画等に関する報告書を四半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
 - ③ 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、子会社のリスクの発生の阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的とした「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスク管理規程」等を周知徹底させ、当社の規程に準じた子会社の社内規程を整備させる。
 - ② 当社は、子会社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、子会社におけるリスクの発生時には、「危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
 - ② 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。

- ③子会社は、経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また、子会社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、当社の企業理念、社是、行動規範を、子会社に周知するとともに、子会社が行動基準等を作成し、取締役等及び使用人へ周知する。
- ②当社は、当社及び子会社の全使用人を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役会等の主要な会議に出席させ、子会社の経営状況の把握を行う。
- ④当社の経営政策所管部署は、子会社の内部統制の管理・監督、業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査部門は、定期的子会社の監査部門から監査実施状況を聴取、検討を行い、必要に応じて特別監査を実施し、当社の取締役社長および監査等委員会に報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査等委員会の指示に忠実に従うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度に基づく使用人・取引先からの通報状況及び内容を、速やかに報告する。
- (2) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査等委員会に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
- (3) 当社及び子会社は、公益通報した者に対する不利益な取扱いの禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び使用人に周知する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員の職務の執行に関し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
- (2) 当社は、監査等委員会が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査等委員は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
- (2) 取締役社長は、監査等委員会、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

以 上